

交通 DX 等労働生産性向上事業補助金に関する Q&A

令和 8 年 5 月
(一社)兵庫県トラック協会

■ダブル連結トラック導入事業

【1. 申請要件・申請者】

問 1. 割賦販売のため機器装着車両の所有者が自動車販売会社（ディーラー）となっている場合は、補助金申請ができますか。

答. 申請日までにトラック運送事業者が当該車両の残代金を完済し、所有権を取得し、かつ、車検証の名义変更を行わなければ、補助金の交付を受けられません。

【2. 申請方法等】

問 1. インターネット申請はできますか。

答. できません。

問 2. 複数の支店、営業所でダブル連結トラックを導入している場合は、それぞれの営業所ごとに申請を行えばよいのでしょうか。

答. 本社（県内主要拠点）が代表して申請を行ってください。

【3. 補助対象】

問 1. 中古車（ダブル連結トラック）は補助金の対象となりますか。

答. 対象とはなりません。なお、トラクタ・トレーラがいずれも新車による導入でなく、既存車両や中古購入車両が混在して構成されるダブル連結トラックも対象となりませんのでご注意ください。

問 2. いわゆる「新古車」を導入した場合は対象となりますか。

答. 新古車であっても、中古品の導入となりますので、補助金の交付を受けることはできません。

問 3. 補助金の交付を受けた車両は、補助金が交付されてから最低何年使用しなければならないのでしょうか。

答. ダブル連結トラックを導入した日から法定耐用年数の期間（5年間）は使用する必要があります。5年未満で処分や譲渡すると補助金を返還しなければなりません。

問 4. トラクタをリース、トレーラを購入した場合、申請はどのようにすれば良いか。

答. トラクタ・トレーラの所有者がいずれも異なる車両で構成されるダブル連結トラックは対象とはなりません。なお、トラクタ・トレーラがいずれも異なるリース会社の場合も同様に対象となりませんのでご注意ください。

【4. 申請書類等】

問1. 申請書類は何部作成する必要がありますか。

答. 正本1部を作成してください。それ以外に申請者で書類の写し（コピー）を必ず保管してください。
なお、申請書類は5年間保存する必要があります。

問2. 見積書と請求書に車両の導入費（車体の購入価格）の記載がない場合はどのようにすればよいですか。

答. 所定の様式に記載がない場合は、自動車販売会社等が手書きで追記してください。なお、その際には記入者の所属会社名、氏名の記入等をあわせてお願いします。

問3. 見積書や請求書、支払いを証する書類に車両番号や型式などの記載がない場合はどのようにすればよいですか。

答. 所定の書類に記載がない場合は、自動車販売会社等が手書きで追記して対応してください。なお、その際には記入者の所属会社名、氏名の記入等をあわせてお願いします。

問4. 補助対象機器の導入が判別できる書類とは、具体的にどのような書類を提出すればよいのでしょうか。

答. 自動車販売会社発行による見積書や明細書にて、連結するトラクタ・トレーラそれぞれのバン型かつ2.1mを超えるダブル連結トラックとしての活用記載があり、導入費（車体価格）、自動車登録番号、車台番号、型式が記載されている書類を提出してください。

問5. 新車新規登録後に移転登録を行った場合は、自動車検査証を移転登録前後それぞれ提出が必要になりますか。

答. そのとおりです。移転登録前後の各1通の車検証の写しを提出してください。なお、電子車検証の場合は、「自動車検査証記録事項」の写しを提出してください。

問6. 書類の中に写真を提出することになっていますが、カラー必須ですか。

答. 原則として、カラーによる提出をお願いします。なお、カラーによる提出が困難な場合は白黒による提出でも構いませんが、その際は車両ナンバーの文字等写真の内容が判別できるように鮮明なものを必ず提出してください。もし白黒で内容が判別できない場合は、再提出を求める場合があります。

問7. リース契約書に車番等の記載がない場合は、どのようにしたらよいでしょうか。

答. 契約書のほかに、車番等の記載がある書類（物件引取証等）を必ず提出してください。

【5. 購入・支払方法等】

問1. 車両の購入形態は、自社購入・リースいずれも認められますか。

答. 車両の購入形態は、自社購入・リースのいずれも認められます。但し、トラクタ・トレーラの所有者がいずれも異なる車両で構成されるダブル連結トラックは対象とはなりません。

問 2. 手形あるいは割賦により導入した場合は、補助を受けることはできますか。

答. 手形あるいは割賦による購入形態は、そのままでは補助対象事業が完了したとみなされないため、補助を受けることはできません。割賦払いや手形支払で購入した場合は、申請日までにトラック運送事業者が当該車両の残代金を完済し、所有権を取得し、かつ、車検証の名義変更を行わなければ、補助金の交付を受けられません。

問 3. 支払いは、いつまでに完了していなければなりませんか。

答. 申請日までに支払いが完了していなければ、補助を受けることができません。

【6. その他】

問 1. 申請受付期間内に申請数が予算額を超過した場合は、受付を締め切るのでしょうか。

答. 申請書類は先着順に受け付け、申請が予算額に達する直前で受付を締め切ります。したがって、申請数が予算額を超過した場合は受付最終日を待つことなく受付を締め切ります。受付締切後に到着した申請は受理いたしませんので、予めご了承ください。

問 2. 補助金の支払い時期はいつですか。

答. 補助金の支払は 2027 年 2 月末頃を予定しています。

※Q&A の内容は掲載後、修正・変更させていただく場合があります。